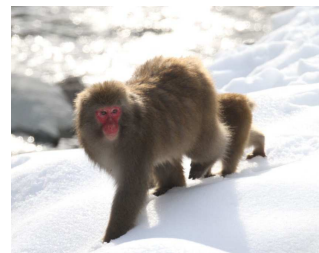


2015年 12月

一般財団法人 上越環境科学センター

気象庁の発表（11月25日）によれば、今冬の東・西日本の平均気温は平年並みか高く、日本海側の東・西日本の降雪量は平年並みか少ない見込みのようです。とはいえ、シーズン中には吹雪や積雪による視界不良、路面凍結による転倒、スリップ、屋根雪や雪庇の落下等様々なリスクが潜んでいます。また、暖房器具による事故も少なくありません。日頃から危険予知やリスクアセスメントをされている方も多いと思いますが、ぜひ職場やご家庭で冬季の安全について確認しておきたいものです。



2014年12月 糸魚川市上路にて



公開講座の様子

さて、今回のJECニュースでは、「トリクロロエチレンの水質基準改正」、「化学物質のリスクアセスメント等」、「ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーに関する法改正」について、また11月20日に弊センターにて開催いたしました公開講座についてもご紹介いたします。

1. トリクロロエチレンの水質基準改正（平成27年10月21日施行）

環境省より、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布、施行されました。今回の省令改正により、トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準が変更されました。併せて下水道法施行令の一部が改正され、トリクロロエチレンに係る排水基準が変更されました。

1) 水質汚濁防止法施行規則等の一部改正による変更

	改正前	改正後
排水基準	0.3 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.03 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

【新基準適用開始期日】

	新基準適用開始期日
平成27年10月21日以降の新たな特定事業場	平成27年10月21日
既設の特定事業場（設置工事中含む）	平成28年4月21日
既設のうち、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場	平成28年10月21日

2) 下水道法施行令の一部改正による変更

	改正前	改正後
排水基準 （下水道法施行令第9条の4に規定する下水道を使用する特定事業場）	0.3 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

改正の詳細等につきましては、環境省ホームページ 報道発表資料（平成27年9月18日発表）、国土交通省ホームページ 報道発表資料（平成27年10月2日発表）をご確認ください。

2. 化学物質のリスクアセスメント等

労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 25 日に公布され、事業所が行うべきリスクマネジメント等についても記載されました。

<改正法の主たる内容> (基発 0625 第 4 号より)

- ① 外国登録製造時等検査機関等
・・・外国に立地する登録製造時等検査機関についての法適用について
- ② **表示義務の対象物及び通知対象物について事業者の行うべき調査等**
- ③ 心理的な負担の程度を把握するための検査等
・・・医師等による労働者のストレスチェック・面接指導の実施等
- ④ 受動喫煙の防止
・・・受動喫煙防止措置の努力義務
- ⑤ 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等
・・・重大な労働災害発生事業場に対する指示等
- ⑥ 計画の届出の廃止
・・・建設物又は機械等の新設等を行う場合の計画の事前届出(第 88 条第 1 項)を廃止
- ⑦ 電動ファン付き呼吸用保護具
・・・電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定・譲渡制限等

関係政令、省令の改正

リスクアセスメントの義務化、表示義務の対象物の拡大

平成 28 年 6 月 1 日施行

今回の改正は、化学物質による労働災害を未然に防ぐため、事業者と労働者がその危険性・有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものです。

対象

業種・規模にかかわらず、化学物質等(※1)の製造・取扱いを行うすべての事業場
(※1) 労働安全衛生法施行令別表第 9 に掲げる 640 の化学物質等

趣旨

- ① **安全データシート (SDS) の交付**
→ 化学物質等を取り扱う事業者は、譲渡・提供元から提供される SDS 等から危険性・有害性を特定する
- ② **化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメント**
→ 化学物質等を取り扱う事業者は、特定された危険性・有害性によるリスクを見積り、リスクを低減するための措置を検討する (詳しくは次ページ)
- ③ **譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示**
→ 化学物質等を取り扱う事業者は、実際に取り扱う労働者が危険性・有害性を確実に認識できるよう名称、標章その他の事項を表示する

◆ 表示対象物(※2)の範囲を拡大 ◆

(※2 譲渡又は提供の際に容器又は包装に名称等の表示が義務付けられているもの)

- ・ 令別表第 9 に掲げる物。
但し、イトリウム、イヅウム、ガドリウム、銀、カドミウム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タングステン、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガニウム、モリブデン又はヨウ素の純物質であって粉状の物以外の物は表示対象物から除く。
 - ・ 令別表第 9 に掲げる物或いは令別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの。
但し、運搬又は貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ粉状にならない物であって、危険性又は皮膚腐食性を有しないものを表示義務の適用除外とする。
- ◎ 表示の経過措置・・・対象物であって施行日において現に存するものについては平成 29 年 5 月 31 日までの 1 年間は適用しない。



リスクアセスメントに関する指針

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について（厚生労働省労働基準局 平成27年9月18日）」を参考にまとめております

適用

- ・化学物質等のみならず、作業方法、設備等、労働者の就業に係る全てのものを含めてリスクアセスメントを実施すべき。
- ・「化学物質等」には製造中間体(※3)を含む。

(※3 製品の製造工程中において生成し、同一事業場内で他の化学物質に変化する化学物質)

◎非常常作業も含まれます！
◎元方事業者にあつては、その労働者と関係請負労働者の混在作業もリスクアセスの対象です！

実施内容

★ 実施必須 ★

- (1) 化学物質等による危険性・有害性の特定
- (2) リスク見積り
 - ア) 発生可能性及び重篤度等から見積もる（最悪の状況を想定する）
 - イ) ばく露の程度と当該化学物質等の有害性から見積もる（**個人ばく露濃度測定**結果とばく露限界値を比較する など）
- (3) 見積りに基づくリスク低減措置の内容検討

法令に定められた措置は必須。そのほかの措置は基本的に次の優先順位で検討する。

- ① 発生源の対策（物質の代替、運転条件の変更、物質の形状の変更等またはこれらの併用）
- ② 工学的対策（設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等）又は衛生工学的対策（設備等の密閉化、局所排気装置の設置等）
- ③ 管理的対策（作業手順の改善、立入禁止等）
- ④ 有効な保護具の使用

- (4) リスクアセスメント結果の労働者への周知

★ 実施努力 ★

リスク低減措置の実施

リスクアセスメント実施にあたり…

《情報の入手》

- ・ SDS 等
- ・ 作業手順、機械設備等に関する情報
- ・ 作業周辺の環境、レイアウト等に関する情報
- ・ 作業環境測定結果等
- ・ 災害事例、統計等 など

実施体制

- ◇ 総括管理：選任された総括安全衛生管理者、事業場の実質的統括管理者
- ◇ 実施管理：選任された安全/衛生管理者、職長等（当該作業従事者を直接指導・監督する立場にある者）
- ◇ 化学物質管理：化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者から指名し、技術的業務を行わせる。
- ◇ 労働者：安全衛生委員会等で調査審議させ、又は従事者から意見聴取するなど労働者を参画させる。
- ◇ 専門家：必要に応じ、事業場の状況に精通し専門的知識を有する内部関係者を参画させる。
より詳細な技術的助言を得るため、外部の専門家(※4)を活用することが望ましい。
(※4 労働衛生コンサルタント、労働安全コンサルタント、作業環境測定士等)



実施時期

★ 実施必須 ★

- ・ 作業の変更時
 - ア) 化学物質等を原料として新規採用又は変更する
 - イ) 化学物質等の製造又は取扱いに係る作業の方法・手順を、新規採用又は変更するとき。
- ・ 化学物質等による危険性・有害性等について変化が生じ、又は生じるおそれがあるとき

事業者は、**変更前にリスク低減措置**を実施することが必要！

★ 実施努力 ★

- ・ 労働災害が発生した場合で、過去のリスクアセスメント等の内容に問題がある場合。
- ・ 前回のリスクアセスメントから一定期間経過し、設備等の経年劣化や労働者の入れ替わり等に伴う知識経験の変化、新たな知見の集積等があった場合。
- ・ 既に製造又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象として新たに追加された場合など、当該化学物質等の取り扱い業務等について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合。

